

学生時代に学んでおきたい 消費者トラブルと対処法

佐賀県立牛津高等学校 1年生の皆様へ



契約とは

- 法律的な責任が生じる約束
- お互いの合意で成立する
- 契約書などを書かなくても
口約束でも契約は成立する

おにぎり
ください



代金を支払う**義務**

商品を受け取る**権利**



はい。
110円です



代金を受け取る**権利**

商品を渡す**義務**



解約の原則

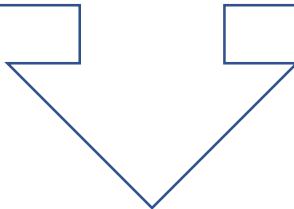
- どちらか一方の都合で契約をやめることはできません
- 相手方の同意を得て解約するという形が基本です

契約を 解約 する方法

- ①契約成立後一方的に解約できない
相手の同意が必要 ですが
- ②未成年者契約の取り消し
- ③契約違反や、不適切な勧誘を受けたり**不当な契約**の場合は解約できる
- ④クーリング・オフ = 無条件解約

未成年者契約の取り消し

未成年者が法定代理人(保護者)
の同意を得ずに契約



未成年者本人からでも、法定代理人
からでも、契約を取り消すことができる。

社会経験の少ない未成年者を守るために特別な権利

令和3年度

佐賀県内の消費生活センターに寄せられた
総相談件数は**7223件**

大人としての経験や知識が
少ない若者は悪質商法に
狙われやすい

20歳未満の相談件数 646件

どうして成人になると、相談件数が増えるの？

消費生活センターへの

悪質業者にとっては、未成年者契約であることを理由に契約を取り消されでは困る。そこで、悪質業者は**成人して間もない人をターゲットにすること**がある。



笑いDE学ぶ 消費者トラブル

大阪府消費生活センター



コンプレックスにつけこむ美容に関するトラブル

永久保証の脱毛エステを40万円で契約し、
1回施術後、解約したら解約料を10万円請求された

「通い放題」
「3年間脱毛し放題」
「期間・回数無制限」
「永久保証」
「5年施術保証」



フェイシャルエステ、痩身エステ、医療脱毛、脂肪吸引、豊胸手術、二重まぶた、包茎手術、審美歯科などは、クーリング・オフまたは中途解約ができます。
ただし、サービスの提供期間が1カ月を超え、契約金額：5万円を超えるもののうち、治療内容・方法等が「特定商取引法」の「特定継続的役務提供」の要件に当てはまる場合です。

コンプレックスにつけこむ美容に関するトラブル

SNSで「手術当日化粧できる二重まぶた形成」という広告を見つけ、クリニックで「腫れない、痛みが少ない」という50万円の施術を勧められた。

当日契約・手術を受けたが、1週間経っても腫れが引かず、クリニックからは「様子を見てほしい」と言われるだけで不安。

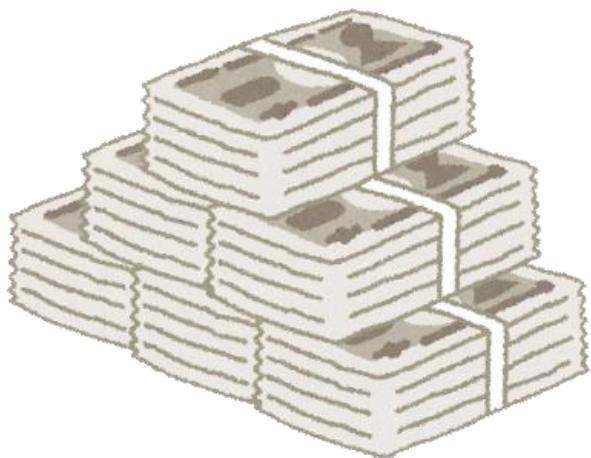


施術の内容や契約について
十分に説明を受け
納得をした上で施術を受けましょう！

美容目的の施術は緊急性が低い！
強引な即日施術、高額契約は慎重
かつ冷静に検討しましょう！

※事例とは直接関係ありません

もうけ話 のトラブル



副業、投資の情報商材

- SNSで「CM見るだけで報酬GET」という広告を見つけ、興味があるのでそのサイトに登録したところ、メッセージが届いた。
- LINEでやりとりをしていると、副業でもうける方法を紹介すると言われ、「毎月10万円もうけるシステム」として テキストの購入を勧められ、1万円で購入した。
- しかしそれだけではどうすればもうかるのかわからなかった。
- 「有料プランに加入すれば、たくさんのサポートが受けられ、年間で150万円はもうかる」と勧められ、200万円の有料プランに加入。借金をして支払った。
- しかし具体的なサポートはなく、全く儲からない

出会い系サイトや
マッチングアプリ、SNS
経由で巻き込まれることが多い





マルチ商法（連鎖販売取引）

- 「副業で稼がない？」「えぐい話聞かせるから！」「副業の話！」
- 「自分の友達や知人にこのビジネスを紹介してそのまま登録になれば、登録料のうち5%が紹介料としてもらえ、その登録した友達がさらに誰かを連れてきて登録させると、登録料のうち3%が紹介料としてもらえる」
- 「URLコピペしてゲームばらまいてるだけ」「海外に拠点があるのでユーザーが日本にいても、日本の法律に触れる事はない」
- オンラインカジノゲームを誰かに紹介して、その人たちがゲームを遊んだ分の数%が報酬として入る。自分のタイトルが一定以上に昇格したら、オンラインカジノゲームの世界の売り上げのうち1%が各会員に山分けされる
- お金がなかつたら借りればいいよ。 借り方は教えてあげる

マルチ商法（連鎖販売取引）



一人が二人ずつに
勧誘していくと

28代目には

日本の人口を超えて
破たんする

クーリング・オフ

消費者保護

8日間

不意打ち



訪問販売



キャッチセールス



アポイントメントセールス

もうかる話があるんだけど、
カフェで会いませんか？

8日間



20日間



内職商法

オーディション
合格



マルチ商法

継続的なサービス
(エステ、語学教室等)

クリーニングオフ期間が過ぎてもあきらめないで！ 契約が取り消せる場合があります

消費者契約法

- 事実と違う説明をされた。
- メリットだけ説明され、デメリットを説明されなかった。
- 帰って、と言っても営業マンに居座られて勧誘された。
- 帰りたい、と言っても店から帰らせてくれず勧誘された。



契約書面などを持って
近くの消費生活センターにできるだけ早く相談しましょう

インターネット上の契約トラブル



関西消費者協会Presents

AINSHUTAIN × 松浦景子

笑いDE学ぶ 消費者トラブル



インターネット通販（定期購入）①



今だけ!
通常30日分5,000円が
(送料無料) 500円

おとくなコースで注文する

おとくなコースとは

- ・毎月自動でお届けするコースです
- ・2回目以降は1割引4,500円でお届けします

※3ヶ月間の継続が条件です

休止の連絡は商品発送の1週間前までにご連絡ください

初回500円
のサプリメントを
お試しのつもりで注文

2週間後に
また同じ商品が届いて、
3回の購入が条件の
定期購入と分かった。

どんなに安くても確認しよう！



通常価格
~~5,500円~~ 初回限定
82% OFF

150g(15~30日分)

980円 (税込)
送料無料

980円で試してみる！

●トライアルコースは1番お得に購入できる自動お届けコースです。次回お届け予定日の7日前までにご連絡頂ければ、初回のみでの解約も可能です。初回は82%OFFの980円(税込)、2回目以降は20%OFFの4,400円×2袋の合計 8,800円(税込)でお届けします。全国一律送料は無料です。2回目は初回お届け予定日から14日後にお届けし、その後25日間隔でのお届けとなります。●本キャンペーンは、初めての方に限り1世帯1回限りとさせていただきます。●後払いの場合は各回ごとに手数料275円が別途必要です。

▼ チャレンジコースについて ▼
お届け回数の縛りはございません！

1回目 約82% OFF!
1,980円 (税込) 送料無料

2回目以降 約46% OFF!
5,980円 (税込) 送料無料

※毎月1本お届けするコースです。※ご使用後、発送日の10日前までにご連絡をいただければいつでも解約やお休みが可能です。

初めてでも気軽に始めていただきたいから…
定期の継続の条件は
ありません！

※ご使用後、発送日の10日前までにご連絡をいただければ
いつでも解約やお休みが可能です。

1回限りの購入か？継続的な購入の場合購入回数が定められているか？
支払う総額は？解約や返品は可能か？解約条件・方法は？

インターネット通販②

SNSの広告で見つけた広告から、ブランドのバッグをインターネットで注文
代金を支払った



届いた商品が**偽物**だった



メールを送っても返事がなく、**連絡が取れない**



- 商品が**届かない**
- 注文と**違う商品**（サイズ・カラー）が届いた

①



②



インターネット通販のポイント

① 安心して利用できるサイトか調べる

- 住所や電話番号が書いてあるか
(特定商取引法上の表記)
- 流通価格より極端に安くないか
- サイトの文章が日本語として不自然ではないか

② 収品特約や返金条件を確認する

- 通信販売はクーリング・オフできない
- 契約内容や解約、返品が可能かを確認する

インターネット通販のポイント

- ①アプリのダウンロードは企業の公式専用アプリをダウンロードし利用すること（正規のアプリケーションストアからインストールする）
- ②スマホ等のOSやソフトウェアを最新の状態にしておくこと
- ③スマホやパソコン等にはウイルス対策ソフトを導入し最新の状態にアップデートしておくこと
- ④セキュリティ機能（ワンタイムパスワード、アプリ生体認証、メール認証、SMS認証等）が整備されているWebサイトやアプリを利用する

大人になる = 自由になれる

大人としての責任が発生する



どうしよう…困ったときは
ひとりで悩まず だれかに相談しましょう

住んでいるところの消費生活センター

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

188



消費生活ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

ご清聴ありがとうございました

イラスト／いらすとや 消費者庁イラスト集 神奈川県

資料／関西消費者協会Youtubeより

消費者庁Youtubeより

東京都消費生活総合センター

一般社団法人日本クレジット協会

全国消費生活相談員協会 より

